



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ソヴェトにおける生産協議会の創出過程：社会主義における労働者階級の「生産管理参加」の一形態
Author(s)	富森, 孜子
Citation	北海道大学 経済学研究, 22(3), 117-148
Issue Date	1972-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31248
Type	departmental bulletin paper
File Information	22(3)_P117-148.pdf



ソヴェトにおける生産協議会の創出過程

——社会主義における労働者階級の 「生産管理参加」の一形態——

富 森 孜 子

目 次

- 〔Ⅰ〕 問題の所在と課題の限定
- 〔Ⅱ〕 社会主義における労働者階級の「生産管理参加」の意義
 - (1) 初期ソヴェトの「労働者統制」の意義と限界
 - (2) 社会主義における労働者階級の「生産管理参加」の重層性
- 〔Ⅲ〕 ソヴェトにおける生産協議会の意義
 - (1) 生産協議会の創出過程
 - (2) 生産協議会の構成と機能
 - (3) 現在までの経過
- 〔Ⅳ〕 結 び

〔Ⅰ〕 問題の所在と課題の限定

社会主義が労働者階級の権力のもとに組織されている社会であるとするならば、そこにおける労働者大衆の「生産管理参加」は、一見、あまりにも当然なことであろう。しかし、一方では労働者階級は、自らが支配する階級となったその瞬間には、未だ統治能力は零に近いのが普通であるともいえるであろう。ソヴェトにおける「労働組合論争」¹⁾は、新政権がどのように現実的にかつ発展性ある権力体系をつくりあげていかなばならないか、との課題を背景にしていたのである。本稿がソヴェトにおける労働者大衆の「生産管理参加」の、社会主義的工業管理原則との関連で分析を試みようとするのは、そこに、生産の場における民主主義、工業管理への大衆のより深い参加が、いかに現実化されたかを、さらに民主主義の発展による政治権力の機能縮

少、大衆の参加の深化による管理と直接的労働との再統一が、いかに展望されたかを確かめたいからである。

ソヴェトの現在の「社会主義国営生産企業規程」の第1章「総則」第4条には次のようにある。「企業管理は単独責任制にもとづいておこなわれる。社会的諸組織と企業従業員の全集団は、国家計画の遂行の保障、企業の生産・経営活動の発展と改善、企業従業員の労働条件と生活条件の改善などにかんする諸措置の審議と実施にひろく参加する²⁾」。更に第5章第99条には、「企業における、また大規模な職場(цех)、支所(отделение)、農場(ферма)などにおける生産面の問題解決にたいして、労働者と職員の広範な参加をうながすため、生産協議会(производственное совещание)³⁾が活動する。この協議会は、ソ連邦閣僚会議および全ソ連邦労働組合中央会議によって承認された「常設生産協議会規程」(Положение о постоянно действующем производственном совещании)にもとづいて活動する。企業管理部は、生産協議会の活動の成功のために全面的に協力し、その決定の実施を組織する⁴⁾」とある。本稿はこの生産協議会に焦点をしばって、この形態における労働者大衆の「生産管理参加」の意義と限界について考えることにする。

本論に入るに先だって、いま一つあらかじめ一言しておかなくてはならないことがある。それは、資本制生産における「経営参加」とここでいう「生産管理参加」との関係である。詳細な異同の吟味はそれ自身一つの研究対象となるが、とにかく資本制生産における「経営参加」が、第一次大戦後の労働運動の昂揚を背景にして生れたこと、だが、イギリス的「ホイットレー委員会方式」にしても、ドイツ的「経営協議会」にしても、いずれにせよ資本の論理のつらぬく制度であったこと⁵⁾、これに対比して、社会主義における労働者大衆の「生産管理参加」は、すくなくともレーニンらののべた建前としては⁶⁾、動労大衆が生産の結果に対する人民統制を真に発展させる可能性を保障するものとされていたこと、が重要である。本稿はしたがって、ソヴェトの現実において、この建前がどのように貫徹され、また阻止されたかに関心をはらうことにする。

- 1) 「労働組合論争」は、直接的には国民経済管理における労働組合の役割をめぐっておこなわれたものであるが、初期ソヴェト政権のもとでの、現実的かつ発展性のある権力体系とは、党・ソヴェト（国家機構）・労働組合の相互関係として把握されること、またその体系は、一方において、抑圧＝強制的機能をもっているが、他方において、組織＝指導的機能をもつこと、更にその複雑な体系のなかで、労働組合は、党と国家機構の中間に立って「伝導装置」的役割を果たし、かつ、労働者大衆に対しては、「教育組織、引入れる組織」とならなければならないことを明確にしたものである。（詳細は、藤田勇「プロレタリア独裁のシステムに関するレーニンの論理」—労働組合論争をつうじてみたその一側面、社会主義法研究会編『レーニンの国家・法の理論』参照）。
- 2) Комментарий к положению о социалистическом государственном производственном предприятии (以下 Комментарий と略), Москва, 1971, стр. 22~23, 邦訳望月喜市「計画経済と社会主義企業」巻末付録Ⅱ参照。
- 3) 「производственное совещание」については「生産会議」、「生産評議会」など定訳はない。本稿では「生産協会」(производственное совещание), 「生産委員会」(производственная комиссия), 生産代表者会議(производственная конференция)の訳語を使用する。
- 4) Комментарий, стр. 322~324.
- 5) イギリスの「ホイットレー委員会方式」にしても、また、ドイツの「経営協議会」にしても、そこに貫徹された理念は、独占資本の超過利潤をその物質的基礎として労働組合内に発生した、改良主義的傾向を基盤とした「経営共同体」の理念であった。（詳細は木元進一郎『労働組合の経営参加』, 27頁~36頁参照）。

ここでわれわれは、かかる労働組合の「経営参加」制度が、資本主義の体制的危機の深化のなかで登場してきている事実をみのがすことはできないであろう。このような体制的崩壊にまでつながる労働運動の激化を緩和する方法は、労働組合を資本の論理の貫徹過程に曳きこむこと、すなわち労働組合をして、資本のための「生産共同体」たらしめることである。そしてそのことの実現形態が、個別資本単位で顕現する労働組合の「経営参加」制度に他ならないのである。

ところで、労働組合がかかる「生産共同体」の主体となりうる条件は、労働組合自身が階級的な性格を喪失することである。そのことは、逆にいえば、資本に対抗する労働者階級の自主的階級組織としての労働組合は、それが本来的な性格をもちつづける限り、資本制生産のもとでは、あくまで「強力な外部的な力」であり、決して「経営者になりえない敵対者」であることから、その限りで、経営には参加しえない存在であることが理解されなければならないだろう。

したがって、資本制生産のもとにおける労働組合の「経営参加」は、労働者階級の主体的な「生産管理参加」を意味するものではなく、資本の論理の貫徹を目

的とした生産の組織化の一端を、労働者階級が担わされているに過ぎないことは明らかであろう（木元進一郎、前掲書、15頁～18頁、54頁～58頁参照）。

- 6) 1919年第8回党大会で採択された第二次綱領は、「労働組合は単一の経済的全一体としての全国民経済の一切の管理を、その手中に事実上集中するようにならなければならない」という将来的展望のもとに（Решения партии и правительства по хозяйственным вопросам (1917～1967гг), том. I, стр. 133～136, および藤田勇、前掲書65頁～66頁参照）、次のことを明らかにした。つまりかかる国家装置の再編のために、労働組合は組織として、国民経済管理の全分野に参加し、自ら国家機関を分別形成しつつ、同時にこの活動に一人一人の労働者を実際に参加させることによって、彼らに経験を通じて統治をマスター（научиться）させ、労働者階級をして全国民経済管理の主体たりうるようにすることを、自己の任務としなければならぬことを明らかにしたのである。このような機能が、「ソビエト権力の経済装置の官僚主義との主要な闘争であり、生産の結果に対する真の人民統制をおこなう可能性をあたえる」ものとされたのである。

もちろん以上のような労働者大衆の「生産管理参加」は、ブルジョア国家のものとは全く享受しえぬ権利であり、かかる権利を社会の全構成員に平等に保障するものは、プロレタリア民主主義それ自体であるといえよう。すなわち、ブルジョア民主主義が、「何千というトリックで—『純粹』民主主義が発達していればいほど、ますます巧妙で効果的なトリックで—大衆を統治への参加からおしのける」ならば、プロレタリア民主主義は、全人民の権利と自由の単なる宣言にとどまらず、「勤労大衆に国家の統治に参加する現実の便宜を保障し、また集会や大会のためによりよい建物や部屋の実際の利用を保障する」ものであることを忘れてはならないということである（В. И. Ленин, Соч. т. 28. стр. 226 Издание четвертое（以下省略）、参照）。

かかるプロレタリア民主主義の、社会の全構成員による平等な享受が、労働者階級の「生産管理参加」形態を本質的に変化させたのであるといえよう。

〔Ⅱ〕 社会主義における労働者階級の「生産管理参加」の意義

(1) 初期ソヴェトの「労働者統制」の意義と限界

革命直後まだ経済管理のための国家機構が整備されていなかった時期には、当然のことながら、先に定式化されたようなシステムでの党・国家機構・労働組合の相互関係は確立されていなかった。この時期には労働組合は、「生産を組織し、管理する仕事を引きうけることが出来たし、また引受けねばならぬほとんど唯一の機関²⁾」であったことから、工業管理においては、労働組合

による直接的な生産統制である「労働者統制」(рабочий контроль³⁾)がおこなわれ、これが労働者大衆の「生産管理参加」の端緒的形態となったのである。

もちろん「労働者統制」のような工業管理形態の必然性は、国家機構の不備そのものだけにあったのではない。すでに明らかにした権力体系のなかで、労働組合が真に「伝統装置」としての役割を果しうるかは、労働者階級の統治能力そのものにかかっている。この時点での労働者階級の統治能力が、一般的に極めて初歩的水準にあることは一般に認められるところであり⁴⁾、したがって、労働者階級はこの時点で、まず統治そのものを学びはじめねばならない。そのことから、それが「矛盾にみちた」「不完全な一歩⁵⁾」であったとしても、かかる主体的条件を整備する一手段として、つまり労働者階級の統治能力を養う一手段として、「労働者統制」のような「生産管理参加」形態は必要な形態であったことは認められよう。

だが、一般に認められている労働者統制→労働者管理→国有化というシェーマは、門脇氏の指摘にあるように「主体的条件を顧慮した政策＝漸進的な政策⁶⁾」(傍点筆者)として把握する限りにおいて正当化されるのであって、ここでいう労働者の統治能力を、このシェーマの本質的な規定要因としてみてはならず、したがってこの両者は一応別な次元で論じられるべき性質のものであると考えられる。

もちろん、後述する初期ソヴェトの「生産管理参加」諸形態一般が分有するところの、労働者大衆に対する指導＝組織的機能を、「労働者統制」もまたもつことに異論はないが、これを国有化のための主体的条件の整備という役割に矮小化することは危険である。何故ならばかかる理解は、統治能力を養う手段として、「労働者統制」、「労働者管理⁷⁾」形態を過大に評価することにもなり、したがって社会主義においての国有化は、このような形態によって労働者階級の統治能力が充分整備された時のみ可能になるという論理にもそれはつながるからである。法的宣言としての国有化＝所有制の形式的変革の時期を決めるのは、当該段階の社会経済的また歴史的客観諸条件全般である。他方労働者階級の統治能力は、様々な方法、手段によって漸次的に形成され

るものであること、また労働者階級自らが支配する階級となったその瞬間における、その蓄積が少なければ少ないだけ、その成熟までにはかなりの期間を必要とせざるをえないということは明らかであろう。

以上は先に指摘した体系がもつ機能のうち、とくに労働組合によって担われる機能であるが、初期ソヴェトの「労働者統制」は、権力体系が一応確立した段階では国家機構によって担われるべきもう一つの側面、すなわち抑圧＝強制的機能をも果さなければならなかったのである。「労働者統制」、「労働者管理」形態によってなされた生産統制・生産管理が、旧支配階級に対しての抑圧＝強制的処置であったことはいうまでもないであろう。

だが、このように初期ソヴェトの「労働者統制」に抑圧・強制的機能があったということは、この形態に、「下からの改造」＝「生産の結果に対する人民統制」⁸⁾形態として、過大な評価を与えることを意味しない。この形態は、いうまでもなく個別企業（工場）単位での生産統制であり、そのための全国的な規模での中央組織があったとしても、それ自身の性格から個別性は避けられないことは明らかであろう。社会主義的統制が、「所与の技術＝経済的な進化によって可能とされるかぎりにおいて、もっとも徹底的な、普遍的な、包括的な、完成された形をとった、全社会的な規模で実現される計算と統制」⁹⁾である限り、このような初期的な形態は、本格的な社会主義的工業管理形態へ必然的に移行せざるをえないであろう。この意味で「労働者統制」形態は、門脇氏の指摘のように、社会主義的統制の端緒の形態として位置づけられるといえる。¹⁰⁾「下からの改造」＝「生産の結果に対する人民統制」は、決して「労働者統制」のみがなしうるものではなく、むしろこのような形態での統制は、それが個別性を止揚しえぬことから、自ら限界をもたざるをえないといえよう。勤労大衆による生産の結果に対する人民統制は、勤労大衆の統治能力の成熟と相まって、様々な形態・手段によって実現されてこそ、真の人民統制たりうるものであることをここで強調しておきたい。

いずれにせよ、以上から筆者としては、「労働者統制」形態のメリットを次のごとく考えたい。いうまでもなく資本制生産のもとでは、労働者階級は支配

される階級であったが、プロレタリア革命は労働者階級に対して、支配する階級として自らを編成することを要求する。このような支配する階級たりうるためには、自分自身が生産を組織していく主体であることを、経験によってとることがまず必要であったといえる。かかる支配する階級としての意識性、自覚、自信の形成を自らなしうるところは、労働者大衆それ自身にとっては、個別的な生産現場以外にはありえぬことから、個別的単位での直接的な生産統制、生産管理参加は、その意味で極めて有効な手段でありえたといえよう。この限りで「労働者統制」形態は、社会主義的統制の端緒形態として重要な位置づけをあたえられると同時に、他方先に指摘したとおり、個別性を止揚しえぬことから、社会主義的「生産管理参加」の普遍的形態とはなりえぬ自らの限界をもっていたといえよう。

(2) 社会主義における労働者階級の「生産管理参加」の重層性

経済管理の国家機構が整備されるに従い（最高国民経済会議、地方国民経済会議の創設¹²⁾）、工場管理上の仕事や生産計画作成の重点はこれらの機関に移り、これまでの労働組合による個別単位での直接的な生産統制・管理は、中央管理機関の理事会（коллегия）や、工場管理部の理事会の形成に、労働組合が直接的に参加するという形態に漸次移行することになった¹³⁾。このような経済管理の国家機構形成にともなった労働組合の「生産管理参加」形態の変化は、初期ソヴェトの権力体系の具体的なあり方との関連で、いくつかの問題を提起した。

まず第一に、労働組合と国家機関との明確な機能的分業を必然化したことをあげなければならないだろう。たしかに、工業管理として「労働者統制」が実施された段階では、労働組合は国家機構が担うべき役割をも、ともに遂行せねばならなかったことはすでにのべた通りであるが、これはシステムそのものの未成熟によってもたらされたものであった。もちろん、このシステムそのものは、「いくつかの歯車の複雑な体系」¹⁴⁾であり、したがってその構成要素としての党・ソヴェト・労働組合の相互補完関係によって、この複雑なメカニズムは円滑に回転しうることはいうまでもないが、具体的な機能面で、

「労働組合が生産管理の事業に有害な重複をもちこんだり、組合機関が管理機関の権限を勝手にわがものにしたり」¹⁵⁾しないという区分の遵守が、このメカニズムの回転を円滑にする重要な条件であることも認められねばならないだろう。何故ならば、「資本主義が遺産として残したものを素材として社会主義をつくり始めねばならぬ過渡期においては、労働組合は『ある種の反動的性格、ある種の同職組合的狭さ、ある種の政治的無関心主義への傾向、ある種の沈滞など』¹⁶⁾が避けられ」ないことから、労働組合は国家機構そのものであってはならず、国家機構からの相対的独自性を維持しなければならないからである。この点こそ、過渡期の労働組合を絶対化し、「生産の管理全体の労働組合への漸次的集中」¹⁷⁾を主張した論者との、「労働組合論争」の過程を通じての論争の焦点であったのである。

第二に、当然ながら工業管理においてもまた、組織原則として民主主義的中央集権制の貫徹が提起され、このことと関連して「単独責任制」¹⁸⁾問題が登場したことをあげておく必要がある。

この民主主義的中央集権制とは、「自治を排除するものではなく、むしろその必要を前提」¹⁹⁾とするものであることから、これは一方では官僚的中央集権制と、他方では無政府主義と、厳密に区別されるものであることはいうまでもない。かかる大衆による社会的自治の権利の確認は、プロレタリア民主主義の、社会の全構成員による享受であることはすでにのべたところであるが、他方このことは、「民主主義的諸機能の二つの範疇」を、厳密に区別しなければならないことをも提起している。この二つの機能とは、「審議過程における討論と大衆集会」と、「執行機能にたいするもっとも厳格な責任制の確立と、命令と指図の無条件に勤勉な規律ある自発的な遂行」²⁰⁾である。このような審議過程での民主主義的機構、執行過程での厳密な単独責任制、の確立を峻別し、かつそれらを統一すること、すなわち広範な合議制と結合した単独責任制の確立こそが、民主主義的中央集権制の本質であるといえよう。

だが、革命後まだ日の浅い初期ソヴェトにおいては、様々の複雑なモメントが、その権力体系形成過程全般に一定の制約をあたえた。とりわけ国内戦

の激化による、熟練労働力をその主力とする先進的労働者層の戦線への動員、労働者階級一般の脱階級化傾向の深化などの複雑な歴史的客観諸条件と、労働者の統治能力の未成熟という主体的な条件は、かかる民主主義的諸機能の展開を相当程度妨げたであろうことは想像にかたくない。このような事情のもとでは、国家機構形成過程への労働組合の参加という直接的な「生産管理参加」形態の発展と同時に、「集会的民主主義」発展の具体的な形態としての、労働組合による間接的な「生産管理参加」諸形態の発生が極めて重要であったといえよう。

以上から明らかなように、社会主義的統制の形成過程では、労働者階級は、労働組合を通じて、一方で直接的に国家機関・経済諸機関の形成に参加し、他方で個別的単位で間接的に「生産管理参加」することによって、あらゆる生産的諸問題の審議に参加する。そのことを通じて、あるいは労働者大衆の物質的・精神的利益の擁護を、あるいは社会主義の経済的基盤としての生産力の拡大を実現するのである。このような社会主義のもとでの、労働者階級の「生産管理参加」の重層的性格を考慮することなしには、初期ソヴェトのこれらの具体的な形態を正しく把握することは不可能であろう。

- 1) 註1—1および藤田勇、前掲書参照。
- 2) 第5回労働組合全ロシア会議のために提出されたルズタークのテーゼ「労働組合の生産上の任務」より (В. И. Ленин, Соч. т. 32, стр. 18)。なお、このルズタークのテーゼは、「労働組合論争」の過程で、レーニンが極めて高く評価したテーゼである。
- 3) 「労働者統制」は、周知のように、2月革命以来、工場委員会の結成と相まって企業単位で自然発生的に行われた、企業主や工場管理に対しての統制活動である。その統制対象は、始めは、賃金、雇用問題に限られていたが、漸次「原・燃料の搬入搬出に対する、在庫および注文に対する、財務に対する統制へ」と発展していった (荒又重雄『ロシア労働政策史』321. 332. 338 頁参照)。

十月革命後は、1917年11月14日 (旧暦) に、「労働者統制」に関する布告が出され、法的規制をうけることになり、更に続いて附属訓令が出されるに至り、この統制活動は急速に普及した。〔この布告および附属訓令の成立過程およびその内容については、門脇彰「ソビエト政権初期経済政策」—労働者統制と国有化政策— (土地制度史学第24号)、直川誠蔵「レーニンと労働者統制」—11月14日布

告を中心として(『レーニンの国家と法の理論』所収)参照]。

なお、上述したように、「労働者統制」は工場委員会によって開始されたのであるが、第1回全ロシア労働組合大会(1918. 1. 7~14)において、工場委員会は労働組合の下部組織になったことから、統制主体を労働組合とした(ロゾウスキー『変革期におけるロシア労働組合運動』邦訳、鈴木安蔵、叢文閣版、47頁)。

- 4) 労働者の統治能力は、資本制生産のもとでの労働組合による「経営参加」が、結局において資本の論理の貫徹を目的とした生産の組織化の一端を担わされているに過ぎないということから(註1—5)、この時点では、極めて低い水準にあるといえよう。このように革命の時点で、労働者階級の統治能力という主体的条件が未成熟であることは、特殊ロシアの後進性によるものではなく、一般的なものであるとする門脇氏の論旨に賛成である(門脇彰、前掲論文、46頁参照)。
 - 5) В. И. Ленин. Соч. т. 28, стр. 119.
 - 6) 門脇彰、前掲論文、46頁。
 - 7) 「労働者統制」(рабочий контроль)と「労働者管理」(рабочее управление)は区別する必要がある。1917~1918年のソビエト工業管理の下部機構としての国有化企業の管理機関、とくに企業・工場管理部の形成過程は、まさに「労働者統制」から、「労働者管理」への移行過程であり、そのプロセスの分析には、この区別は極めて重要である。
 - 8) 庄野新氏は、「ソビエト社会主義の歴史的過程」(『講座マルクス主義』第10巻、63頁)で、「下からの改造」がかならずしも発展させられなかった要因の一つとして、次のようにいわれる。「工業面に関していえば……多分に外的事情に触発されて、大企業の広範な国有化の時期がはやめられたため、労働者の主体的能力(管理能力をふくめて)の高まりと、下からの改造の徹底という条件が成熟しないうちに、過大な工業管理の仕事を労働者階級が背負いこまなければならなかったこと。ここには表裏をなす側面として……前記労働者統制のワク内で漸次、資本家、企業者の側を順化させてゆく、という日程がほぼ完全にくずれてしまったという事情が伏在する」。また、「レーニンにおける経済変革思想の再検討」(『現代の理論』1970. 5)では、レーニンによる「労働者統制」の効用の力点「が」、「わずか一年足らずの間に『下からの改造』を達成する手段から『労働者の管理能力』をつける訓練の場、そして工場の国有化へできるだけスムーズに移行するための過渡的措置という管理技術的側面へずりおちていった」とコメントされている。
- これらの論旨からわれわれは三つの問題点を提起する。
- 第1点は、「労働者統制」と「下からの改造」の関係。
- 第2点は、「労働者の管理能力」と「下からの改造」の関係。
- 第3点は、「国有化」と「労働者の主体的能力」および「下からの改造」の関係。

第1に庄野氏の論旨からは、「労働者統制」のワク内での統制活動が十分開花しないうちに国有化が行われたため（外的事情によるとはいえ）、下からの改造は不徹底に、かつ、労働者の主体的能力は未成熟に終ったことになる。ここでは「労働者統制」形態によって、労働者の主体的能力が成熟し、国有化が行われたならば、下からの改造は徹底したことになるわけだが、このような論理展開の基礎には、「労働者統制」形態なるものが、「下からの改造」形態として、また、労働者の「統治能力養成」形態として、万能であり唯一のものであるという「労働者統制」形態の絶対化がある。「労働者統制」形態は、社会主義的統制の端緒形態としては重要な意義をもつが、本格的な社会主義的統制形態としては限界をもつことは本文にのべた通りである。

ここでいう「下からの統制」(контроль внизу)を、個別生産単位での労働者による直接的な統制、管理に矮小化してはならない。これは、全社会的な規模でなされる人民統制をさすのであり、したがってその方法・手段は、単一ではありえないことが確認される必要があろう。

第2に庄野氏の論旨からは、レーニンにおいては、「下からの統制」と「労働者の統治能力」はそれぞれ独立した存在であり、かつ、後者はすぐれて管理技術的な能力であるということになる。ここでいう「統治能力」とは、商業簿記とか財務などの経営技術的なもの、また、中岡氏のいう技術的過程の管理＝マネジメント〔中岡哲郎「社会主義にとって、管理とは何か」(『展望』1971, 12)参照]的なものでもなく、もっと包括的な社会主義そのものを形成・統治していく能力をさすと考えられよう。なお управление は、藤田勇教授が一貫して使用されているように、この場合は、誤解され易い「管理」という訳語よりも、「統治」の方が適当であろう。

「下からの統制」と「統治能力」が以上のように理解される限り、この二者の関係は次のごとくだろう。すなわち、かかる「統治能力」の形成、発展と相まって、「下からの統制」＝生産の結果に対する人民統制が実現し、また、様々な方法・手段による「下からの統制」が行われていくことによってのみ、労働者の統治能力は漸次的に成熟しうるのであるということである。

以上のことと関連してここで付言しておきたいのは、「учёт и контроль」の訳語である。通常これは「記帳と統制」と訳されてきた。統制も満足すべき訳語とはいえないが、ここではさておくとして、учёт については「記帳」という訳語は極めて不適當であると思われる。だがこの учёт に関しては、適当な日本語が見当たらない。その十分な吟味は、今後にゆだね、現段階では、相対的には良いと思われる「計算」という訳語を使用することにしておきたい。

なお、副島種典教授は「社会主義的所有にかんする一考察」(『思想』1971, 3)で、初期ソヴェトにおける、工業管理への大衆的参加の端緒形態としての「労働

者統制」のもつ意義を軽視する傾向を批判しておられるが(437~438頁),このようなソ連邦の歴史的経験としての「労働者統制」を軽視する思想は、逆に、「下からの統制」を実現する形態として、「労働者統制」形態を絶対化する思考につながることをつけ加えておきたい。

9) 門脇彰, 前掲論文, 50頁。

10) 同上, 50頁参照。

11) В. И. Ленин, Соч. т. 28, стр. 120。

レーニンによれば, かかる意識性の確立は, 終局目標(社会主義建設)を達成するための土台として, 位置づけられている。

12) 1917年12月創設。最高国民経済会議の創設およびその形成過程については, 庄野新「ソビエト計画経済前史」(『歴史学研究』第284号), Ф. В. Самохвалов, Советы народного хозяйства в 1917~1932, стр. 21~30参照。

13) 特に工場管理部の確立, 発展過程に関しては, 笹川儀三郎「ソビエト社会主義企業管理創設過程」—国有化企業管理と労働者統制—が詳しい[(今井俊一, 笹川儀三郎編『工業経営の基本問題』所収)198~215頁参照]。

14) В. И. Ленин, Соч. т. 32, стр. 4。

15) 藤田勇, 前掲論文, 67頁。

16) В. И. Ленин, Соч. т. 31, стр. 32。

17) 「トロツキー, ブハーリンらの共通テーゼ」藤田勇, 前掲論文, 71頁参照。

18) 当時, 労働組合論争と相前後して, ボリシェヴィキ党内部では, 様々な問題に関して意見の対立があったことは周知のことである。この「単独責任制」問題もその一つであるが, ここで注意すべきは, この問題をめぐる反対派の主張が「合議制か, 単独責任制か」という二者択一を迫るものであったという点である。本稿で言及した「民主主義的諸機能の二つの部類」からは, 「合議制か単独責任制か」ではなく, 「広範な合議制と結合した単独責任制の確立」という帰結しか導き出せないであろう。

19) В. И. Ленин, Соч. т. 27, стр. 180。

20) Там же, стр. 184~185。

もっとも, この単独責任制のもとでの命令と指図への服従については, その形式は「その革命的階級の発展程度」「長い反動的戦争の遺産といったような特殊事情」などによってきまるのであり, かつその度合は規律性や自覚が理想的であるかないかによって, おだやかにも鋭くもなること, また, この「討論・大衆集会」は「春の大水のように沸き出てすべての岸から, あふれ出る嵐のような勤労大衆の集会的民主主義」に支えられねばならないということが想起される必要がある(В. И. Ленин, Соч. т. 27, стр. 241)。

〔Ⅲ〕 ソヴェトにおける生産協会の意義

(1) 生産協会の創出過程

まず「生産協会」(производственное совещание)が、「労働者統制」=生産管理大衆参加の端緒的形態とは本質的に異なるものであること、すなわち、先に指摘した社会主義における「生産管理参加」の重層的性格を前提としての、間接的参加（生産諸問題の審議過程への参加としてあらわれる）であることを、再度確認しておくことが必要であろう。

ところで、1918年後半より始った国内戦は熾烈を極め、ソ連邦国民経済全般に極度の破壊的作用をおよぼしたのであるが、とりわけ金属工業を中心とする熟練労働力の戦線動員、食糧不足による労働者大衆一般の農村への復帰という「戦時共産主義」期の緊急事態は、労働者階級に、一方では熟練労働力激減による労働力構成の質的变化を、他方では労働者大衆一般の脱階級化傾向をもたらししたのであった。こうして、漸く国内戦が終結に近づいた1920年におけるソヴェトの社会経済的諸条件は、救いようもない状況に追い込まれていたのであった（第Ⅰ表、第Ⅱ表、第Ⅲ表参照）。

第Ⅰ表 主要鉱工業生産物生産高推移

(単位千ブード) (1913=100)

	石 炭		石 油		銑 鉄	
	生 産 高	指 数	生 産 高	指 数	生 産 高	指 数
1913	2,213,813	100	563,400	100	282,960	100
1914	2,175,425	98.3	556,900	97.5	286,250	101.2
1915	1,905,496	86.1	568,100	99.4	225,291	79.6
1916	1,954,688	88.3	492,100	86.1	231,865	81.9
1917	1,626,323	73.5	422,600	74.0	190,574	67.3
1918	675,428	38.1	301,416	52.8	31,961	12.3
1919	483,910	27.3	264,400	46.3	7,025	2.7
1920	445,532	25.1	229,700	40.1	6,000	2.3
1921	434,124	24.5	232,800	40.7	10,500	4.0

備考： 1ブード=16.38キログラム

出所： 南満洲鉄道株式会社総務部調査課編『帝政時代との比較におけるソビエト連邦経済事情』、1932年、国民経済主要部門動態第2表より作成

第Ⅱ表 大工業における総生産額および労働者数推移

年	総生産額（戦前価格による）		労働者数	
	絶対額	単位（百万ルーブリ）	絶対数	指数（1913=100）
1913		5,621		100
1916		6,831		121
1917		4,344		77
1918		1,941		35
1819		1,448		26
1920		1,007		18
1920/21		981		17

出所： アイヘンバリット著、村井賢一郎訳『ソビエト同盟の経済建設』1931年、97頁より

第Ⅲ表 工業労働者数の推移

	1917年	1920年	指数（1917=100）
全登録工業	2,596,394	1,222,811	47.1
鉱山業・冶金工業	384,281	57,511	15.0
繊維工業・縫製工業	764,642	215,308	28.2
化学工業	97,821	36,458	37.3
金属加工・機械製造工業	537,508	231,159	43.0
ガラス工業・セメント工業	51,115	27,104	53.1
燃料工業	279,692	208,594	74.6
食料品工業	180,988	140,446	77.5
印刷工業	55,265	59,261	106.6
製靴工業	18,334	21,372	116.5

出所： А. А. Матюгин, Изменения в составе промышленных рабочих СССР в восстановительный период (1921~1925 гг) [『Изменения в численности и составе советского рабочего класса』 Москва, 1961, стр. 77]

このような歴史的な客観諸条件のもとでは、生産を組織し、国民経済を再建していくことは極めて困難な事業であったことはいうまでもないが、その第一歩が「生産宣伝」であったこともまた当然であるといえよう。周知のように、レーニンは1920年11月に、「生産宣伝についてのテーゼ草案¹⁾」をかいたが、これをもとにして、12月には中央組織としての「全ロシア生産宣伝ビューロ

ー」(Всероссийское бюро производственной пропаганды)²⁾が、続いてその地方組織が創設され、多くの科学者、作家、芸術家などの参加によって、大規模な生産宣伝が開始されたのである。³⁾報告、講義、展覧会などが具体的に行なわれる過程で、企業(工場)単位で、自然発生的に生産諸問題に関する労働者の様々な集会や会議がひらかれ、それが漸次まとまった組織形態に発展したのが、生産サークル(кружок)、生産細胞(ячейка)、生産集団(коллектив)などであった。⁴⁾なお、これら諸形態の発生は第10回党大会前後であったと思われる。⁵⁾

だがこれら諸形態が関与した生産問題が極めて広範囲におよんでいたにもかかわらず、この諸形態が、すでに明らかにした過渡期の労働組合の基本的性格からする、労働者大衆のトータルな「生産管理参加」形態としては、まだ極めて不十分なものであったことも認めないわけにはいかない。例えば、生産細胞の場合、その関与する事項は、全ソ労働組合中央会議の特別訓令によれば次のごとくであった。すなわち(1)初歩的な経済諸知識の普及・教育活動、(2)生産プログラム、経営プランなどの研究・審議・作成過程への参加、(3)工場内諸施設・諸設備・原料・燃料・労働力などの目的利用、配置、消費などの審議過程への参加など極めて広い領域にわたっていた。だが他方、その組織構成が、工場委員会代表、工場管理部代表、労働者・勤務員代表(労働者総会で選出)、党細胞代表からなっていたこと、かつ、それが工場委員会の付属組織であったことから、⁶⁾全体としてこれら諸形態は、企業内諸組織の代表機関的傾向を払拭していず、まだトータルな労働者大衆の参加を実現したものとはいえなかった。このように、これら諸形態がまだ普遍性をもちえなかったこと自体、ネップ移行直後の複雑な社会経済的客観諸条件の直接的反映でもあったのである。

ところでいずれにせよ、これら諸形態のもつ以上のような問題点を一応克服することによって、かつこれら諸形態をその核として創出されたのが「生産協議会」であるが、この形態の発生を考える場合、1923/4年のソヴェト国民経済復興過程の複雑な社会、経済的要因を考慮しないわけにはいかない。

「戦時共産主義」政策からネップへの移行による市場関係の復活は、ネップ

移行3年目の1923年にいわゆる「鉄状価格差恐慌」を顕現せしめたことは周知の事実である。ここでその原因を問うつもりはないが、少なくともこの事態によって、短期的には、価格政策が当時の工業政策の中心とならざるをえなかったことも確かであろう。当時このような工業製品価格上昇の原因は生産過程にあるという見解が支配的であったことから、個別生産単位における生産諸問題のうち、とりわけ生産物原価分析にかかわる問題がクローズアップされる結果となった。このような生産物原価決定の問題は、ホズラスチョート原則のもとでは、賃金と労働生産性の相関関係など、直接労働者大衆にかかわる側面をも多分に含んでいた関係からも、労働者大衆をして、生産諸問題へ接近させたといえよう。

他方、軽工業の復興をその出発点としたネップは、発展における部門間不均衡の残存（特に鉄鋼業の相対的立遅れ）を許しつつも、漸次重工業部門の復興へとその重点を移行しつつあり、その結果として、1923/4年頃には、労働者構成にも質的变化があらわれはじめたのである。とりわけ金属工業労働者は急速に増加した（第Ⅳ表、第Ⅴ表参照）。以上のような社会経済的变化を基盤として、金属労働者をその発生主体とした「生産協議会」が創出されたのが、1924年の前半期頃であったと思われる。この発生の時期について

第Ⅳ表 モスクワ工業総生産額推移（単位千金ルーブリ）

	全 工 業		金 属 工 業		繊 維 工 業	
	総 生 産 額	指 数	総 生 産 額	指 数	総 生 産 額	指 数
1913	556,742	100	57,982	100	143,208	100
1920	85,683	15.4	8,722	15.0	10,621	7.4
1921	111,586	20.0	9,292	16.0	18,473	12.8
1922	179,022	32.1	11,576	19.9	39,844	27.8
1923	239,012	42.9	37,423	64.5	56,635	39.5
1924	340,286	61.1	42,161	72.7	83,405	58.2
1925	516,551	92.7	74,236	128.0	128,469	89.7

出所； Э. Б. Генкина, Возникновение производственных совещаний в годы восстановительного периода (1921~1925) стр. 72 (История СССР. 1958, No. 3)

第V表 モスクワ工業労働者数（操業中のみ）

（単位 1000人）

	1913	1920	1923	1924	1925
全 工 業	148.2	87.1	103.2	128.6	155.6
金 属 工 業	22.7	18.8	21.2	26.2	33.9
織 維 工 業	55.8	17.0	22.0	26.4	31.2

出所； Э. Б. Генкина, Возникновение производственных совещаний в годы восстановительного периода (1921~1925), стр. 73 (История СССР. 1958, No. 3)

は、ソ連邦の史家の意見は別れているが、⁸⁾ゲンキナによれば、この形態の発生の直接的契機となったのは、最高国民経済会議と、全ソ労働組合中央会議による、労働組合地方組織および全労働者組織宛の回章(циркуляр)（1923年11月22日付）であることから、その直後であったと推量しうる。ともあれ、「生産協会」発生の核となったであろう萌芽形態はすでに1921年に創出をみており、その成長転化である限り、その辺の細かい意見の相異は余り重要でないように思われる。

(2) 生産協会の構成と機能

権力を獲得した労働者階級の最も根本的な利益は、社会の生産力の大規模な増大による生産物の量的増大であり、これこそが社会主義の経済的基盤であることはいうまでもない。だが、すでに確認したように、ネップ移行時点では、そのような経済的基盤はないに等しかったといえよう。このような歴史的な客観諸条件は、工業復興のための手段として、国営企業へのホズラスチ¹⁰⁾ョート原則の導入を提起せざるをえなかったのである。だがこの方法が無欠損、収益性を目的とすることから、労働者大衆と管理機関（国営企業の企業長、管理者およびこれらの企業が属する官庁）との間の、労働条件に関してのある程度の対立を不可避免的に生み出したこともまた、¹¹⁾事実であった。もっとも、このホズラスチ¹⁰⁾ョート原則がはじめて提起された段階では、ホズラスチ¹⁰⁾ョートの単位はトラストであり、したがって生産活動上、その構成単位として各企業に付与されていた権限は、相当程度制限されてはいた。だが他方、全

国営企業がただちにホズラスチョートへ移行したわけではなく、かつ、当初この原則に移行したのは軽工業に限られていたと一般にいわれていることから¹²⁾、この時期にホズラスチョート原則が、現実には、如何なる程度労働者階級の利害に影響を与えたかは十分明らかではない。

ともあれ、このような経営システムとしてのホズラスチョート原則の導入、前節で指摘したところの労働組合と国家機関との機能的分業の確立、管理原則としての単独責任制の貫徹という諸条件のもとで、ネップ移行時点の労働組合は、一方において労働者階級の根本的利益としての生産力の拡大を、他方において労働者階級の物質的、精神的利益の擁護および経済諸機関の官僚主義との闘争をその任務とするという、極めて複雑かつ重要な位置におかれることになったといえよう。以上の労働組合の二つの機能のうち、「生産協議会」は前者の機能、すなわち自らが支配する階級として社会主義の経済的基盤を整備するという機能、をもつ一形態として位置づけられよう。もちろんこのような狭義の「生産管理参加」形態といえども、後者の機能をもつ、広義の「生産管理参加」諸形態（例えば、団体協約制度、労働監督官制度、評価紛争処理委員会など）¹³⁾との相互補完関係によってのみ、その機能を十二分に果たしうるものであり、とりわけネップという諸条件のもとで、かかる広義の「生産管理参加」諸形態のもつ役割は、極めて重要であったことにもここで注意しておきたい。

ところで、「生産協議会」のような間接的な「生産管理参加」形態は、经济管理のための国家機構形成とともに一般に志向されてきたのであるが、その具体的な形態および機能があきらかにされたのは、「労働組合論争」をへた、第10回党大会決議「労働組合の役割と任務」¹⁴⁾であろう。

その第1項は、単一経済計画および生産プログラム作成への労働組合の参加が、労働者の統治能力形成にとって、不可欠の手段であることを明らかにし、その参加形態として、经济管理諸機関への直接的参加とともに、間接的な「生産管理参加」諸形態＝各代表者会議（конференция）、各協議会（совещание）、生産細胞（ячейка）（当該企業独自の生産諸問題の審議）、をあげて

いる。更に第2項第4節および第3項第1節で、それら「生産管理参加」諸形態の機能をあきらかにしているが、それをまとめてみると次のごとくなるう。

- (1) 生産諸活動全般の系統的な検討・総括。
- (2) 監督・統制活動。
- (3) 経済計画、生産プログラムの作成。
- (4) 技術的領域からのアプローチによる労働過程の研究。
- (5) 労働者数、専門家数の計算 (учёт) とその配置。
- (6) 原料・燃料の合目的利用。
- (7) 労働規律違反、労働忌避防止対策の検討。

以上、この決議にあらわれた、生産の組織化のための諸機能は、1922年1月12日の党中央委員会決定「ネップの諸条件のもとでの労働組合の役割と任務について」¹⁵⁾によって、更に理論的、実践的に精緻されたのであるが、これら諸決議のなかにすでにみられる生産細胞など＝間接的な「生産管理参加」諸形態を統一する直接の契機となったのは、先にも若干ふれたように、全ソ労働組合中央会議と最高国民経済会議による回章であった。¹⁶⁾この回章はゲンキナによれば、1923年末の特殊な経済的状況（鉅状価格差の発現）のもとで、労働組合の個別企業単位での生産諸活動への積極的参加を促したものであるといわれる。この回章およびその後に出された全ソ労働組合中央会議、労農監督局(Рабоче-Крестьянская Инспекция)の回章を、補足発展して作成されたのが、労働組合モスクワ地方会議で採択された「モスクワ企業における生産協議会規程」(Положение о производственных совещаниях на предприятиях Москвы)¹⁷⁾であった。以上のような成立過程からみて、この規程はこの時期の「生産協議会」の性格を総合的に示すものであると思われるので、ここにその全文を紹介し、それをもとにして、「生産協議会」の構成および機能をあきらかにする。

第一章 生産協議会の目的と使命

(1) 総 則

生産協議会は、企業（施設、機関）における労働組合の経済活動の基本的形態の一つであり、生産の合理化に関する諸問題の審議に組合員大衆をひき入れる形態である。

(2) 生産協議会の目的

- (1) 戦場、企業全体の生産諸問題に対して労働者大衆の興味をひきつけること。
- (2) 組合の経済活動全般に関する労働者の経験の総括。
- (3) 管理機関と労働組合組織内の労働者大衆との間の相互経験交換。
- (4) 国民経済の直接的整備—この事業に責任をもつ経済諸機関、労働監督局、労働組合組織の側から、企業管理機関および労働者大衆に組織的作用をおよぼすことによる—。

第二章 生産協議会の構成と活動規則

(1) 生産協議会は、代表者会議の各代表、および一般的独自活動を基盤として、自由意志で加入する労働者によって構成され、工場委員会によって組織される。工場管理部および技術管理職員は、生産協議会活動に必ず参加しなければならない。

(2) 全工場単位¹⁸⁾の生産協議会は、小企業（労働者数 200 人以下）にのみ組織される。

大企業および中企業では、戦場（цех）単位で生産協議会が組織される。この場合は、一般的性格をもつ生産諸問題（トラスト、工場管理部の報告に基づく）は、代表者会議で審議される。企業に組織されている生産委員会（производственная комиссия）は生産協議会のビューローとしての役割をはたし、生産協議会のための資料の準備、生産協議会の決定の検討を行なう。

(3) 企業工場委員会の各種委員会の活動、特に経営の改善、生産の合理化を目的とする活動を包括することによって、生産協議会は生産に関する活動のみ行なうものであり、代表者会議に代わるものではない。労働保護、労働者の生活状態などに関しては、工場委員会のその他の各委員会が、ソ連邦全体の共通の規則に基づいて、代表者会議、全体会議²¹⁾に報告書を提出し、検討

する。

第三章 生産協議会の活動内容

(6) 生産協議会の議事は、管理機関の報告、生産委員会またはビューローの提出した問題、および労働者の提案によって構成される。生産協議会は、次にあげるような、工場経営上の、とりわけ労働者大衆に関心のある事項を検討する。

- ① 職場および企業全体の組織化
- ② 調達と販売
- ③ 原料・燃料のストック
- ④ 器具
- ⑤ 機械、設備
- ⑥ 動力設備
- ⑦ 建物、諸建造物
- ⑧ 記帳 (учёт)
- ⑨ 企業財務
- ⑩ 原価計算
- ⑪ 労働力と労働力の目的利用
- ⑫ 賃金と労働生産性および生産物の質の相互関係
- ⑬ 製品の不合格およびその原因
- ⑭ 企業とトラストの相互関係
- ⑮ 国民経済システムのなかでの当該企業の位置づけ
- ⑯ 企業集中問題

第四章 生産協議会活動に関する労働組合の総括 (учёт)

(7) 生産協議会の議事録は、まず生産委員会（生産協議会のビューロー）へ提出される。ここで検討が加えられて出された結論は、承認のために工場委員会へ廻される。工場委員会の最終決定は、一定の期限内に処理するという条件を付し、工場委員会提案という形式で工場管理部へ集中される。

但、工場委員会の提案に工場管理部が同意しない場合は、更に上級労働組

合組織、上級経済機関、労農監督局の処理に委ねられる。

(8) 労働組合提案という形式で提出され、工場管理部によって採択された生産協議会の提案の綿密な検討は、生産統制をおこなうすべての組織にとって、経済活動の不可欠の前提であり、基礎であり、かつこの検討は労働組合に集中されなければならない。

(9) 中央委員会は、以上の規程条項を基礎として、各生産の状況に応じた、企業の生産協議会活動の訓令を、短期間に作成しなければならない。

以上この規程にみられる「生産協議会」の特徴は、それ以前の諸形態と比較してみるならば、次のような諸点にあるとすることができよう。まず第1に、協議会の構成が質的に変化したことである。代表者会議代表、工場管理部代表、技術管理職員以外に、全くの自由意志による労働者大衆の参加を規定したことは、すでに存在した生産細胞などにはみられぬ、トータルな意味での労働者大衆の「生産管理参加」を認めたことであり、その限りで「生産協議会」は、それ以前の諸形態とは質的に区別されよう(第2章第3項)。

第2に、「生産協議会」活動の実質化をはかるための、生産協議会、生産委員会、工場委員会および工場管理部の相互関係が明確になった点である(第2章第4項および第5項、第4章第7項)。すなわちかかる機構的整備は、生産協議会をして、執行過程(工場管理部の権限)には介入しないという原則を貫徹しつつ、生産諸問題には、実質的に関与する組織たらしめたといえよう。更にこの点に関連して、ここに詳細な規程はないが国家機関としての労農監督局との相互関係も見落してはならない。「生産協議会」はその機能として監督統制的機能をもっているが、この形態が「労働者統制」にみるような直接的な生産統制ではないことから、労農監督局(この組織の企業単位組織は当該企業の広義の生産活動の監督をおこなう)²³⁾との有機的關係は、「生産協議会」活動が社会的統制の一環として機能しうるための不可欠の条件であるといえよう。なお、ここで「生産協議会」活動を円滑ならしめる組織として、臨時統制委員会²⁴⁾が、ある一定期間「生産協議会」によって組織されて

いたことをつけ加えておく。

第3に、工場委員会と他の委員会との機能的分業によって、「生産協会」の関与する事項は、企業の狭義の生産活動に限定されたことがあげられよう（第2章第5項）。

最後に、「生産協会」の審議事項に関していうならば、全体としては生産細胞などの諸形態の継承として把握されるが、更に当該企業の枠を出た企業とトラストとの関係、国民経済機構の全体系の中での当該企業の位置づけにまでおよんでいることは、当時のホズラスチョートの単位がトラストであったという実際の側面もさることながら、1923/4年といえは国家計画委員会の再編成がおこなれ、本格的な計画化が日程にのぼってきた時期でもあり、²⁵⁾「生産協会」の存在が、国民経済全体の中かで位置づけられ始めたことを示しているといえよう。

以上のことと関連して、この「規程」とは一応離れるが、ここで生産代表者会議(производственная конференция)²⁶⁾の存在にふれておこう。この会議はトラスト（または合同）毎におこなわれたもので、この会議の代議員は、企業単位で労働者・勤務員の全体集会（生産協会総会の場合もある）で選出されることが建前であった。会議で審議される事項は当然生産諸問題であるが、トラストが「その各々について承認された定款にしたがって、自己の業務遂行上の自主性を国家によって与えられ、利潤をあげるために商業計算制に基づいて活動するところの国営工業企業」²⁷⁾として規定されるかぎり、このようにトラスト毎の生産諸問題の審議を行なう生産代表者会議に労働者大衆が参加することは、企業毎の「生産協会」への参加とともに、工業管理への労働者大衆のより深い参加を実現するための重要な手段であろう。

ところで、以上の「規程」のすぐ後で（1924年2月）、中央統制委員会(Центральная контрольная комиссия)²⁸⁾—労働監督局と全ソ労働組合中央会議による「生産協会」に関する特別訓令が出されている。この訓令は全体としては、「生産協会」活動のより具体的な規定を与えているといえるが、²⁹⁾特筆すべきことは、「生産協会」活動に労働保護に関する規定および労働者

大衆の技術教育に関する規定を追加したことである。前者は、1922年労働法が確立されたとはいえ、一部ではホズラスチョート原則の適用によって、労働者大衆の物質的・精神的利害がおかされていたという事実からの、「生産協議会」の機能の拡大であり、後者は、「生産協議会」活動を発展させるうえで致命的ともいえる当時の労働者大衆の生産技術能力の低水準を、急速に向上させたいとする現実的要請のあらわれであったといえよう。

最後に、生産諸問題にかかわる「生産協議会」の提案が当時どの程度実行に付されたかを、手許の資料で判断しうる限りでみておこう。モスクワの化学工業労働組合の第4回地方代表者会議の報告によれば、繊維工業に関しては提案の約60%、食料品工業に関してに約70%が実行に付されたという数字³⁰⁾が出されている。またモスクワの「Серп и молот」工場の例をみれば、1926年前半に出た226の提案中149(65%)が直ちに実施され、46(19%)は現在実施過程にあり、残り31が拒否されている³¹⁾。これらの数値からみれば、当時「生産協議会」はかなり重要な位置におかれていたように思われる。また「生産協議会」活動の企業の生産活動におよぼした影響については、一般に極めて高く評価されていた³²⁾。

(3) 現在までの経過

以上明らかにしたように、「生産協議会」は1920年代前半の「復興期」に創出され、労働者階級の間接的な「生産管理参加」形態としてそれなりの重要な役割を果たしたのであったが、ここで簡単にその後の展開を追ってみよう。

まず、第14回党大会に先だって出された、党中央委員会決定「生産協議会と生産代表者会議について」³³⁾(1925年5月15日)にふれざるをえない。この決定はまず「生産協議会」活動のいくつかの欠陥を指摘している。そのうち、とりわけ重要な点は、労働者大衆の「生産管理参加」形態として「生産協議会」が果たす役割が、経済関係者(经济管理諸機関、労働組合、党)に十分に認識されていなかったこと、労働組合諸機関(工場委員会、生産委員会、各種委員会など)間の機能的分業が不明確であったこと、参加労働者層が極めて狭い範囲に限定されていたこと³⁴⁾などであろう。この決議はかかる状況に対する対策

として、「生産協議会」での審議内容の改善、「生産協議会」の定期的、計画的開催、労働組合諸組織間の機能的分業の確立、各企業「生産協議会」の経験の総括などをあげたのではあるが、このような全体としての「生産協議会」軽視傾向は、結果として、1920年代後半に、「生産協議会」への労働者大衆の参加の激減を生み出し、更にそのことによって、「生産協議会」のビューローであったはずの生産委員会の生産活動に、「生産協議会」活動のすべてを解消する傾向が強化される結果となってしまったのである。³⁵⁾

以上のような傾向が、「生産協議会」の単位が、企業または職場(цех)単位から、作業班(бригада)、グループ(группа)単位に細分化されていく過程で起ったことは、一応検討に値する重要な事実であろう。だが、このような傾向を生んだ直接的要因の一つとして、当時の労働者大衆の生産技術能力の低位は否定しえないとしても、われわれが「生産協議会」の創出過程で確認したような、トータルな「生産管理参加」形態としての「生産協議会」が、再び一部の労働者層のイニシアティブにのみ依拠する組織に縮小されていったこの事実については、われわれとしては疑問を抱かないわけにはいかない。このような労働者大衆のトータルな「生産管理参加」こそが、生産の場における民主主義、工業管理への大衆のより深い参加を現実化するものであるといえるのではないか。

その後、このような傾向が克服されたという事実は認められない。そして約30年後の1957年の党中央委員会12月総会決定「労働組合の活動について」³⁶⁾で再び「生産協議会」活動に同じような評価が与えられることとなった。すなわちそこでは、「生産協議会」は現在無計画に、しかも作業班(бригада)単位でのみ召集され、企業生産協議会、職場生産協議会は殆ど行なわれていないこと、経済管理機関は「生産協議会」に参加せず、かつ提案も実行されていないこと、従って労働者大衆は「生産協議会」への関心を喪失してしまっていることが指摘されたのであった。だがこの決議は、この長期間の「生産協議会」軽視傾向の原因については全く言及していない。

ともあれ、この決定以後、「生産協議会」活動に抜本的な改善が行なわれ、1958年7月に「常設生産協議会規程」³⁷⁾が制定されることになり、その後再び

企業の生産活動で実質的な位置を占めるようになったといわれている。⁴⁰⁾

- 1) В. И. Ленин. Соч. т. 31 стр. 376~378.
- 2) このビューローは、全ソ労働組合中央会議に付属して創設された。
- 3) Э. Б. Генкина, Возникновение производственных совещаний в годы восстановительного периода (1921~1925) (以下 Возникновение, と略) История СССР, 1962, No. 9. 10., стр. 68.
このビューローは、最高国民経済会議、党中央委員会、全ソ労働組合中央会議、政治教育中央管理局、職業教育中央管理局によって構成された。
- 4) Там же, стр. 68.
- 5) 生産細胞については後述するように第10回党大会決議にすでにその名があらわれている。
これら諸形態は、自然発生性を基盤とした組織形態であることから、地域的に異なる名称が付されたようで、たとえば кружок はモスクワ中心、ячейка はレニングラード、ウラル中心に普及した組織である。この кружок は、その名称の示すように生産技術教育中心の組織であったようである (Исторический архив, 1958, No. 4. стр. 235)。
- 6) Генкина, Возникновение, стр. 69.
- 7) А. Н. Малафеев, История Ценообразования в СССР (1917~1963), 邦訳岸本重陳訳『ソ連邦価格形成史』40頁参照。
- 8) Генкинаによれば、1924年1月レニングラード、または1925年3月レニングラードという説がある。
ゴットロベル、ナヴァセロフによれば、1923年10月ウラルで最初に発生したものとされている (В. М. Готлобер, Л. И. Новоселов, Из истории производственных совещаний на урале (1924~1925), Исторический архив, 1958, No. 2 стр. 51)。
- 9) Генкина, Возникновение, стр. 73.
- 10) 1921年8月、人民委員会議布告「新経済政策の基本原則の実現について」で始めて提起された (Решения партии и правительства по хозяйственным вопросам (1917~1967гг) т. 1. стр. 244)。
- 11) В. И. Ленин, Соч, т. 33. стр. 161.
- 12) 上島武「独立採算制の歴史的地位」, 『経済論叢』第89巻5号, 46頁参照。
- 13) 団体協約制度 (коллективный договор), 労働監督官制度 (инспекция труда), 評価紛争処理委員会 (расценочно-конфликтная комиссия)。
- 14) Решения партии и правительства по хозяйственным вопросам, т. 1. стр. 206~211.

- 15) Там же, стр. 299~302. および В. И. Ленин, Соч, т. 33, стр. 159~170.
- 16) 1923年11月22日付。
- 17) Документы трудовой славы москвичей 1919~1965 (以下 Документы と略), Москва, 1967, стр. 37~39.
- 18) Робоче-Крестьянская Инспекция.
- 19) делегатское собрание は、工場内の各部の代表者により構成、拡張工場委員会ともいえるもの。通常週1回程度集り、工場委員会で取扱う諸問題について協議し、工場委員会の活動方針を決定する(南満洲鉄道株式会社, 東亜経済調査局『ロシアにおける労働者状態』経済資料第12巻第11号, 61頁参照)。
- 20) この組織は工場委員会内組織で、3~15人によって構成される。生産協議会のための諸準備を行ない、かつまた提案遂行の監視役でもある。
[И. П. Остапенко, Ю. В. Воскресенский, Из истории производственных совещаний в промышленности СССР (1926~1932гг) (以下 Из истории と略), (Вопросы истории, 1958. 6), стр. 22]。
- 21) Общее собрание は当該工場労働者の最高決議機関。
- 22) レニングラードの場合、生産協議会メンバーを分類してみると、現場労働者(Рабочий от станка)約70%, 職長5.1%, 技手1.2%, 高級技術管理者2.8%であった(1925年2月現在)。
また、同時期そのメンバーを労働組合別にみると、金属工場労働者—10,200人
繊維工場労働者—5,700人, 化学工場労働者2,900人, 印刷工場労働者2,700人
となっていた(1925年2月現在)(Генкина, Возникновение, стр. 78)。
- 23) 第13回党大会決議「統制委員会活動について」(О работе контрольных комиссий)で、この両者の有機的関係の重要性がとかれている(КПСС в резолюциях и решениях, часть 1, 1953, стр. 836)。
- 24) Временная контрольная комиссия. この組織は生産協議会が審議事項としてとりあげた問題について、企業内調査を行なう。従って、一定期間のみ存在する組織である(アイヘンバリット著, 村井賢一郎訳『ソビエト同盟の経済建設』, 1931, 共生閣版, 127頁, および И. П. Остапенко, Из истории, стр. 22)。
- 25) F. ポロック, 森谷克己訳『ソビエト連邦計画経済史論』, 1932年, 333頁。
- 26) この会議の中心は労働組合の地域別組織である。周知のようにソ連邦の労働組合は産業別労働組合で、当時は23組合あった(ロゾウスキー『変革期におけるロシア労働組合運動』78~79頁参照)。労働組合は全ソ労働組合中央会議を頂点として、産業毎に縦の組織的結合をもっているが、その他に地域別組織として、産業の別なく、横の結合も行ない、その中心として事務局(бюро)をもっている。この бюро が、生産代表者会議の準備を行う(Документы, стр. 45.)。
- 27) Под редакцией Денисова, История советского государства и права,

邦訳、溪内謙訳『ソビエト国家と法の歴史』251頁。

- 28) 中央統制委員会と労農監督局の組織的結合が1923～1924年に行われている（С. Н. Иконников, Создание и деятельность объединенных органов цкк-рки в 1923～1934 гг参照）。
- 29) Генкина, Возникновение, стр. 82。
- 30) Документы, стр. 41。
- 31) Там же, стр. 42。
- 32) アイヘンバリッドは「生産協議会のわが工業にもたらした利益ははかりしれない」とまでいっている（前掲書 205 頁）。

ここで具体例を若干あげておこう。

- ① モスクワのダイナモ工場では、1924年4月～6月に、13の生産協議会が創設され、工場の建物の照明、換気などに関する問題、生産過程の機能上の問題、原料の質、その購入期日、不良品の原因追求などに関して審議がおこなわれた。
 - ② レニングラードのプチロフ工場では、1925年1月3日にトラクターの点火装置の改善に関して、トラクター工場労働者コンドラチェフの報告が行われたが、その発明が、トラクター製造に関する外国依存をたち切るため重要なものであったため、直ちに所定の手続をへて、工場管理部へ提案されることが決定された（以上は、Генкина, Возникновение, стр. 83～84,。）。
 - ③ ブラトイストフスキー工場では生産協議会の活動によって火造部工場での不合格品が10%から5%に減少し、1カ月に2956ルーブリの節約となった。また同工場では、食事のための休憩時間を30分から15分に短縮した（このような例は、当時の矛盾のあらわれとして興味深い）。
 - ④ ウラルのアラミールスキー工場では、生産協議会の提案によって、けばかり機械の改善が行われ、生産高を増大させ、1カ月1500ルーブリの節約をすることが出来た〔以上, Из истории производственных совещаний на урале (1924～1925), Исторический архив, No. 2. 1958. стр. 53, 56〕。
 - ⑤ モスクワ地方の繊維工業関係企業では、生産協議会提案の44.9%が生産物の質の改善, 22.3%が欠勤および遊休機械に関する問題, 13.5%が企業財務問題, 7.3%が生産の合理化問題であった（1928）（Документы, стр. 52）。
- 33) 「О работе производственных совещаний и производственных конференций」（КПСС о профсоюзах, 1967, стр. 174～179）。
 - 34) レニングラードの生産協議会に関する資料によれば、1925年2月1日に、企業労働者の平均17.3%, 1925年10月1日に、18.7%を組織していた（Генкина, Возникновение, стр. 77. Таблица 3）。

35) Документы, стр. 43.

36) Там же, стр. 57.

生産協議会単位の細分化は、労働者大衆にとって、より身近かな生産問題を審議する可能性を、この組織に与えたであろうことは推察しうる(И. П. Остапенко, Всесоюзный смотр производственных совещаний в 1928~1929гг (以下 Всесоюзный と略), История СССР, 1958, No, 3, стр. 182参照)。

37) Документы, стр. 44.

38) 「О работе профессиональных союзов СССР」(1957年12月17日)(Решение том. 4, стр. 382)。

39) 「Положение о постоянно действующем производственном совещании на промышленном предприятии, стройке, в совхозе, МТС и РТС」。

40) 「社会主義国営企業規程」第99条付則、および Б. В. Григорьев, Управление государственным промышленным предприятием в СССР (邦訳、三代川正次訳『ソビエト企業管理』)によれば、「常設生産協議会」とは次のごとき機能をもつものである。

企業の生産活動を成功させ、かつ、生産計画の遂行と超過遂行、社会主義競争の発展、労働生産性の向上、生産技術改善の経験の普遍化を目的とし、次のような具体的作業に参加する。当面の計画案と展望、計画案の作成、審議に参加し、かつ、労働組織、賃金、製品の価格決定とノルマの問題を検討する。また、同時に生産上の不合格品や遊休設備を撲滅する提案や、企業内の管理改善を行う組織でもあると規定されている。

構成については、次のごとき特徴をもつ。一定期限つきで、労働組合地方委員会および工場委員会によって付与された代理権をもつ代表によって構成される。その代表選出は、職場(цех)または部局(отдел)の労働者・勤務員総会、労働組合組織、党組織、コムソモール組織、企業管理部によって各々行われる。

なお、当面の運営のために、5人~15人によって構成される幹部会がおかれている(「Комментарий к положению о социалистическом государственном производственном предприятии」, стр. 322~323, および, Григорьев前掲書, 邦訳78~80頁参照)。

以上から判断されるかぎり現在の常設生産協議会にも問題がないとはいえないが、詳細な分析は後日を期したい。

〔Ⅳ〕 結 び

以上われわれは、「生産協議会」を中心として、初期ソヴェトにおける労働者階級の「生産管理参加」形態の分析を試みたのであるが、社会主義における「生産管理参加」の重層性のもとでの、間接的「生産管理参加」形態として1920年代前半にその発生をみた「生産協議会」が、その後の展開のなかで、必ずしも生産の場における民主主義、工業管理への大衆のより深い参加を促進しえなかった事実を、ここでみのがすわけにはいかない。

もちろんネップが、一定の限度での資本主義的要素を許容したものであるかぎり、それは「最初から重大なジレンマを内蔵」せざるをえず、ネップを「一定限度以上すすめることは、どこかでかならず社会主義の根本原則に衝突する可能性¹⁾」をもってはいたのである。したがって、ネップという政策体系のもとでの工業管理も、労働者大衆の参加を一定程度チェックする要因を内包せざるをえなかったことは、否定しえないであろう。だが、ネップが当時の国際的、国内的諸条件のもとでは、ソヴェトの社会主義建設にとって不可避の道程であったとしても、ネップの導入によってもたらされたこれらの社会経済的結果について、その要因を深く検討することは、今日極めて重要な課題である。

ところで本稿では一貫して、労働者階級の実産管理参加を新しい権力体系のもとでの労働者階級の内部編成の問題として考察してきた。このような見地にたつかぎり、「生産協議会」に代表されるような労働者大衆の「生産管理参加」形態を、本質的に規定するのは新しい権力体系のもとでの労働組合の性格であることはいうまでもないことであろう。10月革命以後の労働者階級の「生産管理参加」諸形態は、「労働者統制」をその端緒形態として「生産協議会」に到るまで、新しい権力体系のもとでの労働組合の性格を反映して、それ自身が「教育組織、引入れる組織」、したがって「管理の学校、共産主義の学校」として機能してきた。もちろんこれら諸形態は、他方において、社会主義的労働の形成から共産主義的労働への成長転化を志向する「社会主義競

争 (социалистическое соревнование)』を組織する手段としても、重要な位置づけをもっていることは確かである。

だが、すでにみたように、復興期にその発生をみた「生産協議会」は、工業化が進展してくる1920年代後半から、漸次また少数の限られた先進労働者のイニシアティブにのみ依拠する組織に転化し、その結果「教育組織、引入れる組織、管理の学校」としての機能の縮少傾向がみられ、全体として、「社会主義競争」を組織・発展させる主体に一面化されていった傾向が感じられるのである。もちろん限られた資料での即断は許されないが、このような「生産協議会」の偏向は、単にそれ自体の問題に留らず、労働者階級のみが創造しうる新しい権力体系そのもの、つまり労働者階級の内部編成にかかわることであり、見過ごすわけにはいかないのである。

では、かかる偏向を生んだ要因は何であったのか。その根拠を、単純に「スターリン体制」と総称されるものに求めても、必ずしも解決にならないことはいうまでもない。むしろこれらの根拠を明らかにしていくことこそが、ソヴェト研究の今後の課題であろう。そのためには、1920年代のあらゆる側面からの綿密な考察が要求されよう。とりわけ、「社会主義的工業化」が決定された第14回党大会（1925年）の時期を中心とする前後2、3年の分析は、極めて重要であろう。それはまた、筆者自身にとっても、今後の主要な分析対象として残されている。

- 1) 上島武「新経済政策の導入と実施をめぐる諸問題」—過渡期経済の研究(1)—、大阪経大論集、60号、17頁。
- 2) И. П. Остапенко, Ю. В. Воскресенский, Из истории производственных совещаний в промышленности СССР (1926~1932гг), Вопросы истории 1958, No. 6, стр. 38, 和田敏雄『ソ連邦における労働政策の変遷』外務省調査部、1937年、82頁など。

とくにウダルニチェストボ (ударничество) の普及とともに、この傾向が強化されたことは否めない。

1928年12月から1929年6月にかけて、新聞《ブラウダ》を中心として、生産協議会に関する全ソ規模での検閲 (смотры) が行われた。この検閲では出席率、会議の計画性、労働者の提案の実施状況、技術者の参加などが調査されたようであ

る。なおこの結果については、残念ながら詳しい資料がない。

だが、この検閲をきっかけとして、以後、生産協議会自体の競争 (соревнование) が非常に盛になったことも認められる (Остапенко, Всесоюзный, стр. 180~181)。